

秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年七月十三日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第五十四号

秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第一章～第三章 略 第四章 雑則（第四十六条） 附則</p> <p>第四章 雑則 （電磁的記録等） 第四十六条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（条例第二十六条の二第一項に規定する書面をいう。以下同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第六条及び第十条第一項（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る条例第二十六条の二第一項に規定する電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、条例第二十六条の二第二項に規定する交付等のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児</p>	<p>目次 第一章～第三章 略 附則</p>

又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をし、書面に代えて、同項に規定する電磁的方法によることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。